住民監視,所得格差が地方公共団体の意志決定に与える影響を実証的に考察する Empirical analysis of the relation between municipal decision making and residencies' audit and the income inequality.

プロジェクト代表者:西川雅史(経済学部・准教授)

Masashi NISHIKAWA, Associate professor, Faculty of Economics

1. 研究のねらい

本研究の目的は、地方自治体の意志決定にどのような性向にあるのかを実証的に分析し、今後の地方分権改革で確かな政策を導くための情報を提供することにある。とりわけ、選挙を通じた住民監視については、先行研究の空白を埋めるためにも重点的に取り組む。

2. 具体的な成果目標

(1) 住民による監視機能

・地方公共団体が「自治体」として行財政の裁量を拡大するにあたり、その責任をとれるような体制づくりが必要となる。地方公共団体が行財政の裁量を発揮して得た利益は地域住民に帰着し、裁量によって犯した過ちがあれば、それが地域住民に帰着するような体制になるとき、地方自治体は、真に自立する準備が整うことになる。

ところが、「地域住民」の有権者は、これまで自らの住む町の行財政に関心を持っていなかったように思われる。つまり、住民による自治体監視は機能していなかった<u>本研究では、地方議会選挙のデータを分析することで、この当</u>否を明らかにする。

(2) 所得格差

・これまで、国土の均衡ある発展を目指してきた国は、地方公共団体の行財政に責任を負い、強力な再分配政策の下で、産業間、地域間の格差、とりわけ所得格差が過度に広がることがないよう努めてきた。しかし、農業基本法、地方交付税制度、道路特定財源など現在進行中の制度改革は、総じて、再分配政策の役割を抑制する方向で一致しており、地域間および地域内での所得格差が広がるものと予想される。

本稿は、地域間、地域内の所得格差が地方公共団体の意志決定とどのように関係しているのかを明らかにし、今後の望ましい政策づくりに寄与することを目的としている.

3. 研究の到達点

- (1) 所得格差および都市政策の視点からの研究成果として下記がある.
- ・西川雅史(2007),「地方自治体の行動原理と制度改革」『地方税5月号』, pp. 36-44.
- ・西川雅史(2007),「固定資産税の固定資産税の定量的考察-1975-2001 年」『分権化財政の新展開』(片桐正俊・御船洋・横山彰編著,第3章所収,中央大学出版部).
- (2) 住民監視の視点からの研究は、データ整備が十分に進まず、十分な成果をあげることができなかったが、一部の成果を取り入れた研究として以下がある.
- ・西川雅史(2007).「地域住民の選好と地方政府の意志決定」MIMEO. (財務省財務総合政策研究所より公表されている報告書に掲載されており、当該報告書は書籍として出版される予定).